

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年10月18日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度「ポータブルIoT導入パック」製作業務

(2) 業務内容等

県内中小企業における製造現場へのIoT技術や設備導入を促進するため、現場に持ち込んでIoT導入の方法・効果を確認可能な可搬式「ポータブルIoT導入パック」の製作

(3) 契約価格の限度額

5,600千円（税込み）

2 契約期間

契約日から令和2年3月2日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 選定方法

提出された書類に基づき、応募者がプレゼンテーションを行い、審査要領に基づき審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒421-1298 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2078

静岡県工業技術研究所 総務課

電話:054-278-3023 FAX:054-278-3066 E-mail:sk-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和元年10月18日（金）から令和元年10月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書6部、見積書1部、会社概要又はそれに類するもの1部

イ 提出期限 令和元年11月5日（火）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は提案者の負担とする。

(5) 成果物の知的財産権は静岡県工業技術研究所に帰属するものとする。